

飛驒市告示第79号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成25年第2回  
飛驒市議会定例会を招集する。

平成25年5月30日

飛驒市長 井上久則

記

- 1 日 時 平成25年6月6日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

平成25年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年6月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第2号	平成24年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について
第4	報告第3号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
第5	報告第4号	損害賠償の額の決定について
第6	報告第5号	飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について
第7	報告第6号	株式会社ねっとかわいの決算報告(第15期)について
第8	報告第7号	株式会社飛騨まんが王国の決算報告(第15期)について
第9	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(平成24年度飛騨市一般会計補正予算(専決第2号))
第10	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
第11	議案第80号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
第12	議案第81号	飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
第13	議案第82号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第14	議案第83号	財産の無償貸付けについて(旧飛騨市立鷹狩保育園)
第15	議案第84号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
第16	議案第85号	財産の無償譲渡について(旧飛騨市神岡町保健センター)
第17	議案第86号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第18	議案第87号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第19	議案第88号	字区域の変更について(古川町黒内Ⅰ地区)
第20	議案第89号	字区域の変更について(神岡町山田Ⅲ地区)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第90号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅲ地区)
第22	議案第91号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第92号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第24	議案第93号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第25	議案第94号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第26		飛騨市農業委員会委員の推薦について

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告第2号	平成24年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第4	報告第3号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5	報告第4号	損害賠償の額の決定について
日程第6	報告第5号	飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について
日程第7	報告第6号	株式会社ねっとかわいの決算報告(第15期)について
日程第8	報告第7号	株式会社飛騨まんが王国の決算報告(第15期)について
日程第9	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(平成24年度飛騨市一般会計補正予算(専決第2号))
日程第10	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
日程第11	議案第80号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	議案第81号	飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	議案第82号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第83号	財産の無償貸付けについて(旧飛騨市立鷹狩保育園)
日程第15	議案第84号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第85号	財産の無償譲渡について(旧飛騨市神岡町保健センター)
日程第17	議案第86号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第87号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第88号	字区域の変更について(古川町黒内Ⅰ地区)
日程第20	議案第89号	字区域の変更について(神岡町山田Ⅲ地区)
日程第21	議案第90号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅲ地区)
日程第22	議案第91号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第23	議案第92号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第24	議案第93号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第25	議案第94号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
日程第26		飛騨市農業委員会委員の推薦について

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野	口村	勝和	憲正
4番	後福	藤田	和武	彦彦
5番	菅内	沼海	明良	郎次
6番	森高	下原	真邦	子子
7番	谷天	口充	希幸	子男
8番	葛山	木谷	寛博	徳文
9番	池	下田	寛寛	文一
10番	籠	山	恵美	子
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川本	修幸	一博
教育長	福	田口	幸富	之文
代表監査委員	谷	倉上	孝雅	文廣
会計管理者	小	水	腰	豊行
総務部長	石	柏	木	雅泰
財政課長	塚	岩	塚	敦義
教育委員会事務局長	谷	藤	井	智昌
企画商工観光部長	川	沢	瀬	智彦
環境水道部長	沢	之	上	向光
市民福祉部長	川	上		清秋
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長 (内海良郎)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから平成25年第2回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により10番、森下真次君、11番、高原邦子君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長 (内海良郎)

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日6月6日から6月25日までの20日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月6日から6月25日までの20日間と決しました。

◆諸般の報告

◎議長 (内海良郎)

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願、陳情などは、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。必要な請願、陳情等は、所管の常任委員会に付託しましたので、併せて報告いたします。

議長活動報告および例月現金出納検査報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。5月21日、全国自治体病院経営都市議会協議会の理事として、医師、看護師不足に対する要望書を、県選出国會議員8名を議員会館へ訪ね、野田聖子自民党総務会長をはじめ、代議士さん本人5人と面談し要望をいたしました。以上で、議長の報告を終わります。

ここで、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。本日、平成25年第2回飛騨市議会定例会が開催されて、6月25日までの20日間にわたり、数多くの案件につきましてご審議をいただくわけですが、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。お手元に諸般の報告を配付させていただいておりますが、主な事柄につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

はじめに、飛騨市クリーンセンターについてでございます。当施設は、平成23年度に着手をいたし、地域の皆様のご理解とご協力をいただき、3月30日に竣工式を行うことができました。今後は、地域の皆様にご迷惑のかからない安全管理に十分力を入れて、しっかりとした運営に努めたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、同じ日に神岡町ふれあいセンターの竣工式を行いました。当施設は、従来点在于しておりました神岡町の保健センターと福祉会館、身障会館を統合し、複合型施設で健康増進、介護予防、機能訓練の各エリアを備えておまして、地域住民や高齢者が生きがいを感じながら交流を促進することができる施設となっております。市民の皆さんの、今後の有効利用を願うものでございます。

次に、4月5日に開園を迎えましたさくら保育園についてでございます。本園は、鮎ノ瀬保育園、鷹狩保育園の老朽化および少子化に伴う園児数の減少に伴いまして、統合保育園として新たにさくら保育園の新設に至ったものでございます。当保育園は、民間の力を活用し、更なる子育て支援の充実を図るため、指定管理者制度を導入いたしました。

4月9日には、県立飛騨吉城特別支援学校が開校いたしました。近年、我が国では、様々な障がいを持つ児童・生徒に対する福祉対策の向上と教育の拡充整備が強く叫ばれ、一人一人の障がいに応じた学習と、社会的に自立できる力を身に付けさせる教育施設の充実が望まれております。このたび、市内に特別支援学校が完成したことは、当市の障害者福祉の増進につながるものでございまして、関係の皆様のご理解とご支援に深く敬意と感謝を申し上げます。この学校につきましては、居住地校交流促進事業によりまして市街地に建設されまして、古川小学校にも隣接をしていることから、支援学校の児童生徒が地域社会とのつながりを深め、さらに両校の交流が深まることを期待するものでございます。市といたしましても、飛騨地域の障害者福祉を増進する核となるよう、交流、共同学習、就労等あらゆる面で最善の支援をする所存でございます。

6月2日には、先般でございますが、神岡町を訓練会場といたしまして土砂災害防災訓練を実施いたしました。この訓練は、国の要請を受けまして、毎年本格的な梅雨期の

到来の前に行う全国統一防災訓練で、本年度は、昨年度土砂警戒区域の指定を受けた神岡町東町区を訓練会場として、実地させていただいたところでございます。当日の避難訓練には、区長さんをはじめ区民の皆様のご理解とご協力をいただきまして、300人を超える区民の参加をいただきました。住民の防災に対する高い意識の表れであると感じたところでございます。今後とも自主防災組織の充実をはじめ、防災力向上に力を注いでまいりたいと考えております。

4月13日には、地元就職者歓迎のつどいに出席させていただきました。今年は、地元企業に就職いたしました35名の若者が参加をしてくれました。今後の若い発想力と行動力に、大いに期待をしているところでございます。

それから先般でございますが、国保中央会におきまして、平成23年度特定健診保健指導の実施状況の速報値が報告されました。その中で、飛騨市は参酌標準特定健診受診率65%、特定保健指導45%を達成いたしました。達成した市町村では、全国で13市町村ありますが、市では飛騨市だけでございます。また、被保険者数5,000人以上の市町村の中でも、健診受診率が65%を超えた市町村は飛騨市のみでございました。しかし、このことによりまして、後期高齢者医療支援金の加算、減算につきましては、平成24年度実績にて試算されるため、減算対象の保険者となるのは、確定値が発表されていない現在のところでは未定でございますけれども、こういった数値が発表されたということで大変うれしく思っているところでございます。

最後でございますが、皆様ご存じのとおり、名古屋グランパスエイトのサッカーでございますが、飛騨市キャンプがこの11日から20日まで10日間の日程で行われます。Jリーグ後半戦の巻き返しに向けて、ストイコビッチ監督、檜崎キャプテン以下47名の選手とスタッフが練習に励んでくれます。16日は、FC岐阜と練習試合が組まれているそうでございます。皆さんにおかれましても、ぜひ応援に出かけていただければありがたいと思います。

また、グランパスに続いて、なでしこリーグの大阪高槻スペランツァチームが、今年初めてキャンプに訪れる予定でございます。環境の整いましたふれあい広場で、このように新しいチーム合宿の誘致を行って、交流人口拡大に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくごお願い申し上げまして、報告に代えさせていただきます。よろしくご願いたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の行政報告を終わります。

◆提案理由・総括説明

◎議長（内海良郎）

それでは、市長より、今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、今議会に提案をいたしております案件について説明を申し上げます。

今回は、報告案件が6件、承認案件が2件、人事案件が2件、条例改正4件、財産の無償貸付および譲渡2件、字区域の変更3件、補正予算にかかるもの4件の合計23案件でございます。

まず、報告案件でございますが、平成24年度飛騨市一般会計および飛騨市公共下水道事業特別会計に係る繰越明許費繰越計算書、古川駅前駐車場地内における駐車車両汚損に対する損害賠償および関市地内において市職員が運転する公用車により発生した物損事故に伴います相手車両に対する損害賠償の額の決定、飛騨市土地開発公社経営状況等の報告、株式会社ねっとかわいの決算報告、株式会社飛騨まんが王国の決算報告でございます。

承認案件につきましては、平成24年度一般会計補正予算に係る専決処分および飛騨市国民健康保険条例の一部改正に係る専決処分の承認でございます。

議案につきましては、即決議案としてお願いする案件では、固定資産評価員の選任同意および公平委員会委員の選任同意がございます。

なお、そのほか条例改正、補正予算など各案件の詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第2号 平成24年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから

日程第8、報告第7号、株式会社飛騨まんが王国の決算報告（第15期）について

◎議長（内海良郎）

日程第3、報告第2号、平成24年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第8、報告第7号、株式会社飛騨まんが王国の決算報告、第15期についてまでの6案件を議題といたします。

それでは、報告第2号、平成24年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。報告第2号について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使

用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成24年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。次ページをお開きください。

平成24年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書ですが、2款、総務費、1項、総務管理費。番号1、飛騨市役所地下燃料タンク改修工事から、1ページをめくっていただきまして次のページでございますけれども、11款、災害復旧費、3項、公共土木施設災害復旧費。番号50、公共土木施設補助災害復旧事業大津山線道路災害復旧工事までの50件でございます。事業の内容につきましては、3月開催議会定例会での平成24年度一般会計補正予算、補正第5号で説明をさせていただいたとおりです。

なお、番号の3および番号の5、番号の47は、今回開催の定例会、今日でございますけれども、承認第1号、平成24年度一般会計補正予算の明許繰越費補正で事業内容を説明するべきですが、本報告にて繰越理由等を説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

番号3、過疎地域等自立活性化推進交付金事業は、過疎地域の喫緊の諸課題に対応するソフト事業として国の補正予算を受けて、河合町地域振興協議会を事業主体として事業展開を行うものですが、効果的な事業として実施するためには、事業実施年度を十分に確保する必要があるために繰り越しをするものでございます。

番号5、河合保育園設計委託事業につきましては、設計方針の変更が生じたために不測の日数を要するために繰り越すものでございます。

番号47、文化交流センター自主企画事業につきましては、出演者の体調不良により、年度内の事業実施が困難となったために繰り越すものでございます。以上で、繰越理由の説明を終わらせていただきます。

翌年繰越額につきましては、合計で6億8,061万8,000円です。財源内訳につきましては、計算書のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

報告第3号について、説明させていただきます。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成24年度飛騨市公共下

水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書ですが、第1款、下水道事業費、2項、下水道施設整備事業費。番号1、管渠整備24-1工区工事および番号2、管渠整備24-14工区工事の2件です。事業内容につきましては、3月開催の議会定例会の平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算、第3号で説明させていただいたとおりでございます。

翌年度繰越額につきましては、合計で5,511万1,000円でございます。財源内訳につきましては、別紙のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第3号を終わります。

日程第5、報告第4号、損害賠償の額の決定について説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

報告第4号について、説明をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1件目でございますけれども、発生日時・場所ですが、平成24年12月9日、午前8時頃でございます。飛騨市古川町金森町、飛騨市飛騨古川駅前駐車場地内でございます。事故の概要でございますけれども、企画商工観光部所管の駐車場において、例年より早い降雪であったことから、駐車場内の融雪装置を点検作業前に稼働させたところ、噴射水が赤錆を含んでいた状態であったため、数日間直接噴射水が当たった駐車車両2台のボディ等を汚損させた。相手方でございますけれども、飛騨市古川町金森町地内の2名の方で、記載のとおりでございます。事故の種類は物損事故で、相手方損害額は11万1,428円です。市の過失割合は100%で、損害賠償金につきましては11万1,428円です。なお、相手とは示談が成立しております。専決年月日は、平成25年3月25日、専決第3号でございます。裏面をご覧ください。

2件目ですが、発生日時、場所でございますが、平成25年3月7日、午前11時45分頃でございます。岐阜県関市倉知地内、岐阜県道17号線。事故の概要ですが、市民福祉部所属職員が、関市役所での公務のため公用車で関市内の岐阜県道17号線を北進中、工事信号で停止しようとしたところ、目測を誤ったため停車中の車両に衝突し、相手車両後部を損傷させたものでございます。相手方は岐阜県瑞穂市の方で、記載のと

おりでございます。事故の種類は物損事故で、相手方被害額は30万3,028円です。市の過失割合は100%で、損害賠償金につきましては30万3,028円です。なお、相手とは示談が成立しております。専決年月日は、平成25年4月8日、専決第6号でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

12月9日に発生して、そして専決が3月25日。3カ月以上かかっていますよね。4カ月くらいですか。そして、もう1件は3月7日で4月8日。この、先に起きた汚損したという件ですが、どうしてこのように時間がかかったのでしょうか。その過程をご説明していただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。事故が起こった日は12月9日でありまして、そこには駐車台数が十数台止めてございました。そのため、一番初めに苦情があった方で私たちも判明しまして、それからその十数名の方に対して確認をしたため、ちょっと日付がかかったものでございます。

○11番（高原邦子）

ともかく、12月9日に水を出したと。で、確認にこんなにかかるのですか。そして、保険会社を使っていると思うのですが、保険会社にはいつこれを届け出して、なったのでしょうか。その辺のいきさつを教えてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

保険会社への事故報告につきましては、平成25年3月13日付でされております。

○11番（高原邦子）

それではその間ですね、この汚損された方々と話し合いをもって、証拠の写真とかいろんなことを保険会社に出さなければならないと思うのですが、こんな3カ月以上たったものを保険会社も受け付けたりするのですか。ちょっと、納得がいかない対応をしていませんか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

今回に事故につきましては、要は事故原因がどこの責任だというようなことも、調査にかかったというふうに聞いております。要は、条例に基づきますと、飛騨市の駐車場条例に基づきますと、使用者に対する過失ということで、天災、災害、盗難、その他は市長の責に帰さない理由がありますけれども、今回の場合には融雪装置の点検、これは業者に委託しているわけですが、その契約といろいろ調査する段階でどこに責任があるんだということで、最終的には市の100%責任ということで示談が成立したということで、処理が遅れているというふうに聞いております。

○11番（高原邦子）

その業者に委託して、開栓させたということですよね。本来、そういった時は気を付けてやるのが、その仕事を請け負ったところの責任じゃないのですか。それを、今、市長の責にはならないとか、なるかとかというようなことを言われましたけど、何でもかんでも精査もせず、市の責任が100%という形で、保険が下りるからといってやったのでは、毎回いつも専決でこうやって出されてくるのですが、ちょっと違うのではないかと思います。その辺ちゃんと精査してやってらっしゃるのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

点検業者との関係でございますけれども、契約の仕様書には、稼働前の点検については使用前後に1回ずつ、年2回使用するというふうになっております。それで、この契約書には、検査時点は監督員と別途打ち合わせを行ってするというふうになっておりますが、今回はそれが怠っていたということで、業者の点検なしに水を出してしまったということが、この事故の原因だというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それと、この件、市の責任等につきましては、弁護士とも相談いたしまして、最終的には市の、100%の過失があるということで判断を仰ぎながら、事故報告したものでございますのでよろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

専決処分は、一応我々は認めなければならないということは判例上もありますけれども、それで、その後こういったことが起きて、どのような解決策というか、策を講じられたとか、話し合いを持たれたのか。職員ともいろいろ。その辺の報告をお願いします。

△市長（井上久則）

この事故につきましては、本当に特異な事故でございます。それで、どこに責任があるのか、こういったこともしっかり検証して、やらなければならない事件だったということでございます。こんなことはめったに起きないことだというふうに思っていますが、

だからこそ弁護士に相談をしたり、あとの皆さんにまだほかに被害が広がっていないかとか、いろんな調査をしながら時間がかかったということをごさいます、確実に市に責任があるということまで判明するまでに時間がかかったということをご理解いただきたいと思ひますし、こういった事故が、いろんなほかの事故もあるわけをごさいます、本当に相手があることをごさいますので、速やかに早く処理をする。このことにつひましては、今後そういった考え方の中で進めていきたいということをおひしていますので、よろしくお願ひいたします。

□副市長（白川修平）

それから、条例のことにつひましてご説明申し上げますが、本来、損害賠償につひましては、議決事件として議会に報告しなければいけないものをごさいます、議会側の定められました条例の中で、軽微なものにつひましては市長に条例として専決することを認めてごさいますので、今回の2件につひましては、その条例の範囲の中での専決処分をさせていだいたということ、決して議会の権能を犯して専決処分をしたのではないということをおひして説明させていだきたいと思ひます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

今の報告第4号のことですけれども、気になるのが噴射水が赤錆を多く含んだ状態だということ、それが数日間出されていて、それが当たって汚損したという状態なんですけれども、なかなか想像しにくいんですよ。久しく使っていない水道管などは蛇口を開けた時に、最初はかなり赤錆の水は出ますけれども、そのうちだんだんきれいな水道水になりますね。地下水の場合、それがどうなるかよく分からないのと、例えば消雪装置の機械そのものが錆びていて、その赤錆であれば、今言ったように数日放置して、その赤錆が原因で車が汚れるということはちょっと考えにくいし、その出てくる水そのものの水質がそういう物を含んだものの地下水であれば、その水質検査もしなければならぬいでしょうし、その辺りがちょっと分かりにくいです。説明をお願いします。

◎議長（内海良郎）

説明を求めます。

□副市長（白川修平）

消雪につひましては、水道水では水温が低いということで、地下水をくみ上げるのはご承知のとおりをごさいます。古川地内の底部といひますか、低い所につひましては鉄バクテリアというものが地下水の中に含まれておひます。これは長い間放置いたしますと鉄バクテリアが増殖いたひまして、ちょうど赤錆のような状態のまま管の中に増殖するわけをごさいます。したがひまして、全ての消雪装置につひましては開始前にそういうものを全部抜いたり、また噴射口が目詰まりを除いたりひまして、冬期間に使えるような状態にするわけをごさいます、今回の件につひましては、そうした作業をする前

に雪が降ってしまってそれが出たということでございます。

鉄バクテリアにつきましては、金属部分に含みますと水をかけても取れないということになります。したがって、今回の件につきましては先ほど部長が申しあげましたように、十数台止まっていたという実績もございますので、そうした車両を含めながら、実際所有者の方でも気付いてみえない方もございました。したがって、そうした車両を一つ一つ点検し、専門の業者さんに赤錆部分で付着した部分が除去できるかどうかも含めて点検をさせていただいて、最終的にこの2件のところにつきましては、市の責任の中で賠償しなければ、車両に付着したバクテリアといいますか鉄分が取れないということで、処理をさせていただいたものでございます。したがって、今回の件につきましてはもう少し業者さんに早く発注すればいいかもしれませんが、あまり早く発注しますと今度はまた、整備した後にバクテリアが発生するというのもございますので、その辺の時期と降雪の時期が一致をしなかったということでございます。

○17番（籠山恵美子）

ということになりますと、例えば鉄バクテリアというものは要するに、この庁舎の隣のたんぼの湯というお風呂屋さん、鉄分を含んだ赤い水で、それが特徴で商売をされていますよね。つまり、この辺の地下水にはそういう要素が多いんですよ。そうしますと、車が駅前駐車場に何台も駐車しまして、毎年駐車しまして、その車にいつでも噴射水がかかるような状態の融雪装置というものが、はたしてその位置がいいのかどうかということも問題になりませんか。これが今まで気が付かなかったということなのでしょう。今年特異な事故だということですが、一度こういうことがありますと、そこに止めておられる方は敏感になりますでしょうし、そういうことが口コミで広がるかもしれませんね。そうすると、今の駅前駐車場の消雪装置の位置、ラインというものを再検討する。あるいは、その融雪装置を別の物に変えるという検討も必要になってくるのではないですか。この水の成分は変わらないわけですね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

鉄バクテリアを含んだ地下水につきましては、この古川町内の相当広い部分で噴出をいたします。例えば駅前の県道、駅前停車場線ですか、あそこの消雪装置を見ていただいても分かる通り、舗装部分が赤く変色いたしております。これは、噴射する地下水によってもたらされるものでございます。それで、この水につきましては、あまり大量に、しかも長期間に放置したものをかけますとただいまのような状態になるわけですが、普段の水につきましては、ほとんど無色透明の状態で噴射されるものでございます。したがって、そういうリスクと地下水をくみ上げることによりメリットを比較検討した上で、そうした水であっても消雪装置として使った方が有益だということで、道路消雪にも使っていますし、今回の駐車場においても使っているわけござ

います。したがって、そういうことを避けるために事前のドレーン調整といいますか、たまっている水を抜いて目詰まりをなくすという作業が工程的に必要なわけですが、これを代替的に使う地下水というのは近所にございませんで、使わないとすれば、全て駅前周辺といいますか、かなり広い地域にわたるわけですが、地下水による消雪は使えないという状態になりますので、その辺はリスクとメリットを比較した上で使っているということになります。

○17番（籠山恵美子）

ちょっと今の説明では分かりにくいんですけども、要するに、冬期間まずきちんと手入れをして水を抜いたり、たまっていた物を抜いたりすれば、今、透明な水が出ると言っていましたよね。それをやっておけば、近くに車が駐車場にいつも止まっても、その車には迷惑がかからないと。それだけの水になるということですか。それなら心配ないですけども。またこういうことがあった時に、車をどけてくださいというわけにはいかないですよ。こういう水が出ますので車をどけてください、なんてわけにはいかないですから。その辺りを、このまま続けていいのかということですよ。別な道を考える余地はないのかということを知りたいんですけども。

△市長（井上久則）

このことは籠山議員、町場の消雪の所を歩いてみえて分かると思いますけど、一つか二つ物が詰まりますと1カ所だけが強く出るんですね。そうすると、人間にもかかるような状況の中で水が出ている所があったと思います。見ていただいたと思います。駅前の駐車場は、日頃は雪を解かすだけでチョロチョロチョロ出ているだけなんです。それで、全然何も影響はないんです。たまたま点検前だったものですから、一つか二つの穴が塞がったことによって1カ所の水が強く出たと。それによって、車にかかったということになります。そういった理解をしていただければ、本当に特異なことではございません、点検をしっかりしてさえいれば、雪を解かすだけの水で十二分に用を達するというございませんで、日頃から車にかかるような状況で水が出るわけではございませんので、点検さえしっかりしていれば、別にこれから変更する必要もございませんし、このまま利用できるということをご理解いただければ有り難いというふうに思います。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（後藤和正）

もう一方の関市で起きた事故の方ですが、この理由が少し分からないのですが、目測を誤ったということ。停車しようとしたのに目測を誤ったという理由は、本当は前方不注意とか、居眠りとか、そういうことがあるのですが、普通免許証を持ってみえる方は、止まろうとして目測を誤るということは、ちょっと考えられないですが。これは、疲れてみえたか、考え事してみえたか分からないのですが、何か理由が違うのではないです

か。そして、相手方はこのくらいの金額で。僕もぶつけられたことがあるんですが、結構来ました首に。相手から頂くことはなかったのですが、後から請求されるようなことはないのか、大丈夫だったのか、お聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

速度につきましては、停止しようと思って目測を誤ったということで、速度につきましては5kmというふうに報告が来ております。今、議員がおっしゃいましたように、その道はちょっと下り坂で、くどいようですけれども、停止しようとしてブレーキを踏んだが目測を誤り衝突したという報告になっておりますので、よろしくお願ひします。

（「もう一つの質問、後遺症」との声あり。）

□総務部長（小倉孝文）

この件については、もう示談が成立しておりますので、今後これはないと考えております。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第4号を終わります。

日程第6、報告第5号、飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について説明を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、報告第5号についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、飛騨市土地開発公社平成24年度事業報告および決算に関する書類ならびに平成25年度事業計画および予算に関する書類を別紙のとおり報告する。1ページをお願いいたします。

平成24年度の事業報告でございます。これは、5月23日の理事会において承認されたものでございます。平成24年4月1日より平成25年3月31日までの事業の概要について、次のとおり報告いたします。

総括事項、平成24年度の飛騨市土地開発公社事業は、引き続き飛騨市が主要な過疎化対策として位置付ける鮎ノ瀬団地の売却事業に取り組みました。売却対象地は、平成19年5月から分譲開始した27区画のうち残りの3区画、第二期分については、平成20年4月7日から分譲を開始しました29区画のうち残りの10区画であります。

平成24年度においては、従来の新聞折り込みにチラシのほか、ハウスメーカーと共同して現地説明会の開催等、宣伝広報の促進に取り組みました。売却状況については、

第二期分の1区画を728万円で売却処分を行いました。購入者は子育て世代の市内居住者であり、定住促進に一定の効果を上げることができました。一方で、2区画について買戻し権を行使したため、平成24年度末の未処分区画は、14区画となりました。

当期における損益計算では、土地造成事業原価、販売費及び一般管理費等を差し引いて194万9,000円の当期純利益を計上し、当期末の完成土地の保有高は4,046.53㎡、金額として7,215万3,409円であります。なお、当社は固定負債を有しておらず、健全経営を確保いたしております。

昨今の長引く景気低迷により住宅需要が冷え込んだままの状態にあつて、経営を取り巻く環境がますます悪化することも懸念されますが、今後の公社運営にあたりましては、引き続き鮎ノ瀬団地の販売促進に努め、資金運用および諸経費の節減により、より一層の経営の健全化に努めてまいります。2ページをお願いいたします。

理事会につきましては、3回開催しております。平成23年度の決算につきましては、昨年の5月18日に監査を受けております。次ページをお願いいたします。

平成24年度決算報告書でございます。1、収益的収入及び支出。収入では第1款、事業収益、第1項、土地造成事業収益728万円、1区画を販売したものでございます。第2款、第1項、受取利息、9万2,501円、定期預金の利息でございます。第2項、雑収益、2万1,000円、中電電柱敷の占有料およびNTT電話線の共架料です。収入計739万3,501円。支出では、第1款、第1項、土地造成事業原価、453万2,994円、1区画の原価でございます。第2款、第1項、販売費及び一般管理費、79万7,801円、報酬、広告宣伝費、負担金、委託料等でございます。支出の計で、533万795円となっております。次の4ページをお開き願います。

2、資本的収入及び支出。支出では第1款、第1項、土地造成事業費、1,407万6,000円、2区画の買戻し分でございます。支出合計が1,407万6,000円となっております。この決算の監査につきましては、平成25年5月16日に受けておりまして、監査報告書を14ページ、15ページに掲載しております。5ページをお願いいたします。

平成24年度損益計算書でございます。1、事業収益、土地造成事業収益728万円。2、事業原価、1、土地造成事業原価453万2,994円。事業総利益274万7,006円。3、販売費及び一般管理費を差し引きました事業利益が194万9,205円でございます。4、事業外収益を加えました当期純利益が206万2,706円。前期繰越準備金が1億2,921万8,496円。準備金合計が1億3,128万1,202円となっております。次の6ページをお願いいたします。

平成24年度貸借対照表でございます。資産の部ですが、1、流動資産が、現金、預金ならびに完成土地等で資産合計が1億4,178万1,202円。負債の部はなく、資本の部は、1、資本金、これは基本財産でありまして、資本金合計が1,050万円。2、準備金、前期繰越準備金ならびに当期純利益を加えた準備金合計が1億3,128

万1, 202円。資本合計と負債資本合計が同じとなりますが、1億4, 178万1, 202円でございます。7ページをお願いいたします。

平成24年度キャッシュ・フロー計算書でございます。現金の動きでございますが、右側の列の4番目でございます。IV、現金及び現金同等物減少額が748万300円のマイナスでございます。V、現金及び現金同等物期首残高、前年度からの繰越でございますが、7, 710万8, 093円。VI、現金及び現金同等物期末残高6, 962万7, 793円。これは、5, 000万円の定期預金と1, 962万7, 793円の普通預金で保管しております。8ページをお願いいたします。

平成24年度財産目録でございます。ご覧のとおりでございます。以下、9ページから13ページまでは明細でございますが、説明を省略させていただきまして少し飛びますが、16ページをお願いいたします。

平成25年度事業計画でございます。こちらにつきましては、3月18日の理事会で承認を受けているものでございます。1、土地売却事業で、本年度は第1期分として昨年度買戻した分2区画と、第2期分3区画、合わせて5区画の売却を予定しております。17ページをお開き願います。

平成25年度予算でございます。総則、第1条、平成25年度飛騨市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入では、第1款、第1項、土地造成事業収益。第2款、第1項、受取利息、第2項、雑収益。収入合計で3, 693万円。支出でございますが、第1款、第1項、土地造成事業原価。第2款、第1項、販売費及び一般管理費。第3款、第1項、予備費。支出合計で3, 031万7, 000円を計上しております。18ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。支出では、第1款、第1項、土地造成事業費892万8, 000円です。19ページをお願いいたします。

平成25年度実施計画書でございます。この内容につきましては、予算説明書で説明させていただきますので、最後のページ26ページをお願いいたします。

平成25年度予算説明書。収入でございますが、第1款、事業収益では、鮎ノ瀬団地の売却収益3, 682万円。第1期分譲分で2区画、第2期分譲で3区画、合わせて5区画を予定しております。第2款、事業外収益では、受取利息は定期預金分の8万9, 000円。その他の雑収益で2万1, 000円、敷地占用料、電話線の共架料でございます。支出でございますが、第1款、事業原価、1目の完成土地売却原価で5区画分を計上いたしております。第2款、販売費及び一般管理費につきましては、報酬、需用費、次ページをお願いします。役務費、広告宣伝費、委託料、負担金を計上しております。資本的収入及び支出でございますが、第1款、資本的支出で用地費892万8, 000円、買戻権行使1区画を計上しております。21ページに戻っていただきたいと思いま

す。

平成25年度資金計画でございます。受入資金といたしまして、1、事業収益、2、受取利息、3、雑収益、4、前年度繰越金。支払資金として、1、販売費及び一般管理費、2、土地造成事業費を計上しております。差し引きで、9,563万4,923円の計画でございます。次の22ページにつきましては、平成24年度予定損益計算書がありますが、これは先ほど説明させていただきました決算でございますので、省略をさせていただきます。23ページをお願いいたします。

平成25年度予定損益計算書でございます。下から3行目、当期純利益として711万3,436円。前期繰越準備金として、1億3,131万6,332円。準備金合計としまして、1億3,842万9,768円を計上しております。24ページをお願いいたします。

平成24年度予定貸借対照表につきましては、先ほどの決算で説明させていただきましたので省略させていただきます。次ページ、25ページをお願いいたします。

平成25年度予定貸借対照表でございます。資産の部では、1、流動資産、現金及び預金、完成土地等で、資産合計が1億4,892万9,768円。負債の部はなしで、資本の部は、基本財産、準備金。資本合計と負債資本合計が同じでございますが、1億4,892万9,768円を計上しております。以上で、報告を終わらせていただきます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（天木幸男）

ただいま説明はなかったのですが、11ページをお開きいただいて、現金及び預金明細表の中身について、ちょっとお伺いいたします。

私は常識的な見解の立場から、市政としてこれでいいのかということを質問させていただきます。一般会計では、見積み合わせをしたりして預金をするわけですが、この場合には、金額が定期を積んであるのが4つ1,000万円ずつ4銀行へ預けてあります。そして、預金の預入年月日は同じでございます。金利だけは3倍の差があります。ですから、これに対する経営努力に対して何か理由があったのかお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えさせていただきます。定期預金につきましては、ただいま天木議員がご指摘の運用の方法もあるわけですが、もう1点はペイオフということがございまして、金融破綻をした時に保証されないというようなことの中で、市内に支店がある所につい

てリスク分散もしているということでございます。したがって、それをかみ合わせながら、このような形の中で資金が運用されたというふうに思っております。

○13番（天木幸男）

一個人ですと、金利の時はこうやで有利な方へということで、交渉しますと上げてくれるんですね。ですが、これを見ますと、銀行によって3倍の差が出ることで自身が、経営努力が足りないのではないかとことを思いましたものですから、質問をさせていただいたのですが、今、副市長が言われたようにばらしたという、ただの理由にしか受け取られないのですが、もう一度そのようなことに対していかがですか。

□副市長（白川修平）

再度の答えになるわけでございますが、特に土地開発公社につきましては借入金を持っていません。したがって、ペイオフ対策の時には預金と借入金が相殺されて、1,000万円までしか保証しないということになっています。そうした中で、土地開発公社につきましては、リスク分散の中で1,000万円ずつばらしながら、残りの普通預金につきましては、ペイオフ対策にならない普通預金に運用されているということでございますので、この辺安全で資金を運用しなければいけないという視点の中で、ペイオフ対策がきっちりされているということでございます。

○11番（高原邦子）

今の意見というのは、ちょっと違うなと思っております。毎年、会計の方で各銀行のペイオフにならないように、そういった信用調査もされてきているわけで、ペイオフのためにばらけさせていると。しかし、やはりそこは交渉で何らかんら上げていくという努力はしてもいいのではないですか。そういう努力もしないという、今の副市長の答弁として捉えてよろしいですか。

□副市長（白川修平）

預金の運用方法につきましては、会計管理者の方で任せておりますので、具体的にどのような預金交渉をされたかにつきましては承知をいたしていませんが、当然、高い金利になるように、また他の市の預金とバランスも考えながら、市の預金と比べて著しく低いような形での資金運用をされているというふうには思っておりません。くどいようでございますが、一番低い金利の所につきましては、他の市で入札をいたします預金につきましてもずっと低い預金を出されるところでございまして、この土地開発公社の預金だけ異常に低い金利で預けているということではないということでございます。

○5番（野村勝憲）

素朴な質問で申し訳ないですが、市としてのメインバンクというのは、過去に持ったこともないし、これからも持つことはないのでしょうかね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

地方自治体の場合ではメインバンクという考え方ではなくて、指定金融機関という制度がございます。それで、指定金融機関につきましては、当市が発足しました時には十六銀行の古川支店が指定銀行になったわけでございますが、2年後に飛騨市内に支店、営業所がある所の金融機関が集まられまして、指定金融機関としてさせていただきたいという申し出があったところ、4つの金融機関が指定金融機関に名乗りを上げられましたので、輪番制、交代制ということで指定金融機関がなされております。当初は2年交代でということになったわけでございますが、一周しました8年目の時に、2年では当初の初期投資と期間とが合わないということで、現在は3年間での期間の中で指定金融機関が動いております。現在は、十六銀行の古川支店が指定金融機関ということになっております。

○5番（野村勝憲）

そうしますとですね、3年ごとに交代しているということですが、その都度その都度、やはり資産を運用するということは、高い金利に合わせていくというのは当然なんですけれども、もう本来ならほとんど同じ金利、今、天木議員が指摘されたように倍も違うということは、やはり運用面での努力が足りないのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

□副市長（白川修平）

先ほどから申し上げていますが、数年前に金融破綻をされた金融機関が出た時から、地方自治体が預かっております資金につきましては、安全性の面とそれから資金の、今ほどおっしゃったように高い金利で運用する方法のかみ合わせの中で、どこで線引きをして資金運用をするかということが議論になっております。例えば、一つの例でございますけれども、こういう預金をやめて社債とか国債で運用するような運用方法もあるわけでございますが、現在の市の方針としましては、会計管理者を中心とした運用方針としましては、そこまでのリスクはとらないで、指定金融機関を中心とした中で、入札の中で行っておくということでございます。それで、市の会計につきましては借入金を持っていますので、それと相殺されるということでリスク担保されるところもあるわけでございますが、土地開発公社につきましては、金融破綻をした時のリスクとしまして借入金を持っていませんので、預金そのものが全てペイオフ、ペイオフといいますが、ペイオフの対象になるわけでございます。したがって、この資金につきましては、1,000万円の限度額の中で金融機関との交渉で、どれだけでも高い金利を稼ぐというようなことで交渉させていただいているというふうに認識をいたしております。

○11番（高原邦子）

理事会の役割とか、どういうことかということをお伺いしたいと思います。一応、理事会の開催状況が3回となっております。そして、あと支出のところ、報酬1万3,000円ですか、出ているのですが、これはどういったものかという説明で。理事会の

役目というのは、事業報告のこういった決算とか、こういったもののためだけに開かれるものなのか。もう少し戦略的にいろいろこうしていった方がいい、そういう会議というのは、この理事会にはそぐわないものなのか。何のために理事会があるのかということをご説明いただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

まず、土地開発公社というところから説明をしなければいけないわけですが、土地開発公社というのは、公有地の拡大の推進に関する法律という法律がございまして、この中で土地開発公社を地方自治体が設けることができるというふうに定まっております。その中で、その土地開発公社の役割につきましては、公有地拡大に関する法律の中でいくつかあるわけですが、特にこの法律ができたころ、昭和40年代、1970年前後だったというふうに思っていますが、このころは土地が急速に値上がりをする時期でございました。その中で、例えば地方自治体におきましては土地を先行取得できないということがございまして、高くなる土地について土地開発公社が先行取得をして、その後の公共事業に供するような用地提供をするというような、大きな仕事としてはこういう使命があったわけですが、現在、それとは逆の方向に向かっていますので、そうしたものについては役目が終わったのではないかと。さらに言えば、土地開発基金がその後の法律改正に基づきまして設けられることになりました。そうしますと、そういう機能の一部は土地開発基金の方に移っておるということもあるわけですが、その中で、では土地開発公社がどうするかということでございまして、あつせん事業とか、それから今回のような用地といいますか、住宅用地の供給というようなことも土地開発公社の仕事としてできるわけですが、ただ、こうした業務につきましても、民間の事業者さんが実際やってみえるわけがございまして、そちらとの競合の問題もございまして、行政といいますか、これは公的な組織が、民間の方がやってみえる事業にどこまで乗り出せるかというような線引きのところもあるわけがございまして、土地開発公社、今後どうしていくかについては大きな課題になっているわけがございまして、ちなみに、全国的には土地開発公社の役割が終わったということで、地方自治体においては、相当の所で土地開発公社をもう既になくされてみえるところもあるわけがございまして。

それで、土地開発公社の理事会でございまして、理事は、市長が任命した方が理事になっているわけがございまして、理事会というのは、会社でいえば取締役会に相当するわけがございまして、この土地開発公社の事業を執行するのは、この理事会の中で行うわけがございまして、理事長につきましては、私がさせていただいておりますし、副理事長につきましては、企画商工観光部長がさせていただいております。その中に民間の方も入ってまいりますので、その方につきましては1回いくらというように形で、報酬のお支

払いをいたしておるといふことでございます。以上でございます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（森下真次）

誠に残念なことですけれども、24年度において2件の買戻し権を行使したというふうにあります。これは、過疎対策としてこの事業をやってみえるわけですけれども、そういう意味からすると本当に残念だというふうに思います。確か、5年間土地を購入されて宅地の方に、宅地といいますか住宅の方に手を付けられないというようなことが、確か条件としてあったのではないかと思います、その手放された方といいますか、買戻された方ですけれども、今後飛騨市に私は住んでほしいと思うのですが、その辺り、買戻し権を行使された理由。理由といいますか、私が述べましたけれども、たぶんそうだと思いますが、その確認と、そして手放された方が今後どういうふうにされるのかということについて、分かる範囲でお聞かせ願います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。2区画、2名の方でございますが、1名の方につきましては飛騨市在住の方でございます。19年に土地を購入されましたが、24年には金銭的な事情でやめられたという方でございます。もう1名の方につきましては兵庫県の方でございます、この方についても19年に宅地を購入されましたが、経済的な理由ということで断念をされております。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第5号を終わります。

日程第7、報告第6号、株式会社ねっとかわいの決算報告、第15期について説明を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、報告第6号についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ねっとかわいに関する第15期の経営状況を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

第15期決算報告書。期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まででございます。この決算報告書につきましては、5月23日に開催されました株主総会において承認されたものでございます。最初に、決算の概況について簡単にご説明いたし

ます。

株式会社ねっとかわいの主な業務は、入浴施設であるゆうわ〜くハウスや河合スキー場をはじめとする、河合町の商工観光施設9施設を指定管理者制度により運営管理しているところでございます。

また、指定管理料は、昨年度より136万円余り減額となっております。施設全体の利用者が前年比100.2%の81,300人余りで、YuMeハウス、アスク山王、やまびこ館、ゆうわ〜くハウスの利用者が増加をしております。YuMeハウス、やまびこ館等の宿泊施設につきましては、ぎふ清流国体効果で宿泊客が増加し、ゆうわ〜くハウスにつきましては昨年はボイラーの故障によりまして、約1カ月間休業したため大幅な減少でありましたが、本年は故障もなく利用者も一昨年並みに回復しております。

河合スキー場につきましては、本年も河合町自治会のご協力により、営業開始前にグレンデの草刈りを行っていただきました。また、古川、河合のジュニアスキーと、飛騨市陸上スポーツ少年団の保護者と子供たちによりまして、スキー場内の清掃作業を実施していただくなど、地域住民のご支援をいただいております。

ねっとかわい全体の売上高につきましては1億8,100万円余りで、昨年に比べ770万円余りの収入増となりましたが、これは飲食関係施設の地元利用客が増加したこと、スキー場が年末年始に営業できたこと、ぎふ清流国体効果によることなどが挙げられます。次ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。平成25年3月31日現在でございます。資産の部、1、流動資産、決算額1億2,376万8,371円。内訳は省略いたしまして、2の固定資産、決算額896万450円。資産の部合計、1億3,272万8,821円でございます。

次ページに移りまして、負債の部は流動負債のみで、合計が998万2,958円。純資産の部、1、株主資本は、決算額1億2,274万5,863円。資本金と資本剰余金は前期を変わらず、3の利益剰余金が274万5,863円。下の方にまいりまして、純資産の部合計が1億2,274万5,863円。負債・純資産の部合計が、前ページの資産の部合計と一致するものでございます。次ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間でございます。1、売上高決算額1億8,180万1,434円。2、売上原価が3,738万7,835円。内訳は省略いたしまして、3、販売費及び一般管理費1億4,929万7,706円。経常利益が81万8,483円となり、一番下にまいりまして、当期純利益43万5,080円となりました。次ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。主なものとしましては、給料手当、これは正社員5名、準社員9名、パート92名分ですが、前期より210万円余り増額しております。これは、かわいスキー場のリフト運行管理業務を森林組合へ委託しておりましたが、今期からねっとかわい自社で行ったために、スキー場の人件費が増額とな

っております。従業員賞与につきましては、過去3年間支給しておらず、今期につきましては正社員0.5カ月分、準社員等につきましては出勤日数に応じて最高6万円を支給したものでございます。修繕料については、圧雪車の車検や除雪機、地下タンク等の修繕のほか、元田給油場廃止による撤去工事のため、190万円余りの増額となっております。水道光熱費は、燃料高騰に伴い増額しております。備品消耗品費は、圧雪車、除雪車の燃料高騰に伴い増額しております。委託管理料は、かわいスキー場のリフト運行管理業務を森林組合委託から自社管理としたため、470万円余りの減額となっております。全体では、約750万円の増額となっております。たな卸資産の計算内訳につきましては、下の方でございますが、合計345万6,903円であります。

次ページの株主資本等変動計算書であります。中ほどの株主資本合計でございますが、当期末残高1億2,274万5,863円となり、一番下の純資産の部も同額であります。次ページをお願いいたします。

個別注記表につきましては、省略をいたします。最後のページにつきましては、監査報告書の写しを添付させていただいております。以上で報告を終わります。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（福田武彦）

昨年も、この中の9施設の明細を後から出してもらったのですが、今年もそういうふうにして出してもらえますか。その中で、確か役員報酬が一番大きいところを出してあって、配分はしていなかったのですが、今回は事業規模によって配分したもので出していればと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問ですが、9施設の経営状況等につきましては、この議会中に提出させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第6号を終わります。

日程第8、報告第7号、株式会社飛驒まんが王国の決算報告、第15期について説明を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、報告第7号についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社飛騨まんが王国に関する第15期の経営状況を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

第15期の決算報告書の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まででございます。この決算報告書につきましては、5月28日に開催されました株主総会において承認されたものでございます。最初に、決算の概況について簡単にご説明いたします。

株式会社飛騨まんが王国は、指定管理者として市有施設であるおんり〜湯、サミットハウス関連施設、ナチュラルみやがわの管理運営のほか、高齢者生活支援施設打保ストアの運営、福祉バス、スクールバスなどの運行業務を受託しております。

おんり〜湯を含むまんが王国関連施設につきましては、平成23年9月から開始している温水プールを使用した健康体操アクアウォークで、古川、神岡、宮川方面から月約100人のご利用がございます。また、昨年7月から温泉施設を対象とした「温泉シールラリーゆらん」に加入し、当施設の誘客宣伝活動を行った結果、約400名の利用がございました。このほか、まんが王国主催のゲートボール大会や囲碁大会、カラオケ大会などを企画しておりますが、入館数は前年比97.5%、18,800人、480名程度の減少となっております。宿泊者数は大半が富山方面のお客様が多く、一昨年から鮎釣りをターゲットとした商品プランを始めており、宿泊者の獲得に努めております。また、昨年はぎふ清流国体効果のため、宿泊者数は前年比122.9%、2,450名、450名の増と増加しております。

ナチュラルみやがわにつきましては指定管理料はございませんが、利用者が前年比112.8%と増加してはりましたが、売り上げについては昨年並みとなっております。

打保ストアは地域高齢者福祉の支援として引き受け、開業5年目を迎えました。当期売上高は、前年比79.11%の334万1,000円余りであり、市から高齢生活支援施設補助金として245万円を受けております。売上減収の要因としては、地域住民の利用者の減少、カフェテリアへの売り上げの減少などが考えられます。次ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。平成25年3月31日現在でございます。資産の部、流動資産決算額が6,298万1,839円。内訳は省略いたしまして、固定資産決算額が2,928万9,118円。一番下へまいりまして、資産合計が9,227万957円でございます。

次ページに移りまして、負債・純資産の部は流動負債のみで、合計が4,065万483円。純資産の部、株主資本が5,162万474円。内訳としまして、資本金は前期と変わらず8,685万円。利益剰余金が、マイナス3,522万9,526円。下の方へまいりまして、純資産合計が5,162万474円。負債・純資産の部合計が、

前ページの資産合計と一致するものでございます。次ページをお願いいたします。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの損益計算書でございます。売上高決算額が6,907万6,497円で、前年比100.9%の増となっております。売上原価が2,251万2,274円。売上総利益金額が4,656万4,223円となっております。販売費及び一般管理費が7,529万1,758円のため、営業損失金額が2,872万7,535円となり、営業外収益、営業外費用を差し引きますと、経常損失金額2,810万7,470円となっております。指定管理料、補助金収入を合わせました特別利益3,036万9,045円を加えますと、一番下の当期純利益208万1,575円となっております。次ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。主なものといたしまして役員報酬でございますが、設立以来初めて支払われたものでございます。給与手当でございますが、正社員3名と取締役の支配人1名、計4名分でございます。昨年度より大幅にアップしておりますのでは、昨年度は年度途中で2名の正社員が退職されておまして、その正社員の補充がなかったためでございます。雑給でございます。臨時職員53名の報酬ですが、2名の方が臨時職員から正職員になられたため減額となっております。賞与でございますが、支配人、料理長および臨時職員10名の方へ支払われたものでございます。修繕費は、トラクターやストーブ、本棚の取り付け等の修繕であり、燃料費については燃料高騰により増額しております。車両費は、車検、修理費用や燃料費。管理諸費につきましては、浄化槽や電気保安業務、地下タンクの維持管理でございます。販売費及び一般管理費は、合計で7,529万1,758円となりまして、前年比106%増で金額にして428万1,452円の増額となっております。次ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書でございますが、当期純利益がございましたので当期末残高が5,162万474円となり、純資産合計も同額であります。次ページをお願いいたします。

個別注記でございますので、省略をさせていただきます。最後のページにつきましては、監査報告の写しを添付させていただいております。以上で、説明を終わります。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（高原邦子）

減価償却費がものすごく前年に比べますと増えております。それでもって、資産の方とかがちょっと分からないので、どうしてこれ、こんなに減価償却費が上がっているのでしょうか。ご説明願います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問に、お答えさせていただきます。減価償却費につきましては、前年度は赤字となっておりましたので9万6,853円ということで、今期につきましては黒字ということで279万8,000円余りを計上したものでございます。会計事務所の指導等で、このような処置がされておりますのでお願いいたします。

○11番（高原邦子）

そうしますと、減価償却費の中には、ここの特記事項に定率と定額でしたか、いろいろあるのですが、減価償却ってそのように、今回は、今年を出すけど来年は出さなくてもいいとか、そうやってできるものなんですか。毎年のように、例えば17年くらいかけて建物だったとか、あと車だったら6年とか。それを、今年赤字だから出さなくてもいい、来年はそれを出しますということが、許されるというふうに理解してよろしいんですね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

減価償却の方法につきましては、どのような方法といたしますか、減価償却をする方法がいくつかございますが、どれを選択するかについては、各会社が決定されることとございますので、毎年変えるかどうかについては、私のほうでコメントすることではないというふうに思っております。

それから、今回の決算につきましては、資格を持った会計事務所のほうで調整をされたものでございますので、当然その方の資格に基づいて提出されたものだというふうに思っておりますので、会計の処理方法につきましては、市の立場としてコメントする立場にはないというふうに思っております。

○11番（高原邦子）

そうしますと、減価償却を計上すると赤字が大きくなりますよね、その分。そうすると、赤字を大きく見せないために昨年度は計上せず、今年度は黒字だからと。と言いましても、やはり指定管理料なり、補助金なんかですね、昨年よりかなり増えています。では、逆に補助金って、これ、何でこんなに増えたんですかということをお伺いしたいですね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

これは市の観光施設、指定管理施設全般のことについて申し上げなければいけないわけでございますが、これまで行政改革の中で、指定管理料を削減する方向でずっと進んでまいりました。その中で山之村牧場につきまして、これまで指定管理料を出さないという方針の中で進んできておったわけでございますが、経営が立ち行かないという状況

の中で、指定管理料の形でそれ相当分の金額を出すということに方針を変更させていた  
だいたわけでございます。その中で、他の施設につきましても経営状況が厳しい所につ  
きましては、それに見合うような形での補助金を出そうというということで、議会の承  
認をいただいて補助制度を設けさせていただいたものでございます。

それで、先ほどから申し上げておりますが、この中の会計処理が適切に行われている  
かどうかにつきましては、当然、資格を持たれた方が決算をされたものでございませ  
ぬので、減価償却の方法を変えられたんだらうなというふうに承知をいたしてはしま  
すが、そのことにつきまして、細かいところまで会計事務所に確認をしたわけでは  
ございませぬので、そこで資格を持たれた方が調整されたものについては、それ  
を受け取って、それに基づいて補助金を執行したものでございます。

○11番（高原邦子）

資格を持っておられる方がやったのだから、それでいいでしょうと。それでは、私  
はちょっと違うと思うんですね。今、柏木部長は、昨年度は赤字だったから減価償却  
を出しませんでしたよと。私は、正直に減価償却にかけられるものはかけて出して  
くるのが、これが正しい会計じゃないかなと思います。まんが王国が判断したことだ  
から、市は言えない。確かにそうかもしれませんけれども、私は、このやり方は絶対  
におかしいと思います。資格を持っている人がハンコを押しているからいい、とい  
うものではないと私は思っていますので、またどこかで話があった時に、減価償却  
をかけるものはかけるべきなんですよ。それを赤字だから。赤字でも、赤字は増  
えますよもちろん、減価償却を入れれば。でも、正しい数字というか、やはり明  
らかにしていくのが、これが市のお金とかいろんなものが入っているところの会  
計じゃないでしょうか。税理士なり会計士が、そう言ったからじゃなくって。こ  
れ、一般の普通の、何も市のお金とか入っていない所だったら、私は何もこんな  
ことは言いません。赤字を結局は少なく見せるために、昨年度は減価償却を入れ  
なかったと、そういうことじゃないですか。そういうことが、はたして私たちに  
。報告ですから、私たちは否定することも何もできませんよ。でも、このあり方  
がいいのかどうか。そこなんですよ。これから先も市は、こうやって本当の姿  
を見せていただきたいと私は議員として思うわけですよ。都合によって減価償却  
を増やしたり減らしたり、これ、誠実な会計方法だとは私は思いませんので、そ  
の辺のことをよくこれからはご認識いただきたいなと思います。

◎議長（内海良郎）

意見だけでよろしいですか。

○11番（高原邦子）

はい、結構です。

○17番（籠山恵美子）

今、ねっとかわいのほうは報告が終わってしまったのですけれども、論じる時には  
両方合わせて、この指定管理者の施設について比較検討も必要かなと思って、今  
まんが王

国のほうで話すのですが、この年は国体という特別な要素がありましたね。だから、ねっとかわいい、まんが王国それぞれに収益がちょっと上がりました。これは特異な要素として、次年度の指定管理料あるいは決算の時の影響がどのようになるのか。例えば、指定管理者施設の運営上、指定管理料なんかが入っていると、今、高原議員が言ったのとまた違う意味で、大きな黒字を出せば翌年度指定管理料が減らされるわけですね。ですから、なるべく必要なものはその年に使うとか、あるいは赤字になったら、ではその分次年度に指定管理料を増やしてくれるかという、行政はそうではないと。だけでも黒字になった時には、黒字が1、2年例えば続いたら、もう指定管理料はその分減らしますよという動きのほうが、行政にとってはどちらかという、そっちをやることの方が多と思うんですね。このまんが王国の場合で見ますと、こういう国体という特別な要素があったからでしょうか、今回初めて役員報酬が40万支払われたということですが、御苦労さまという意味もあるのかなと、いろいろ事情は分かりませんが、推測はできますけれども。それにしても、例えば先ほどの説明のあったねっとかわいいと言いますと、それぞれの施設の内容も違うし、この数字だけでは私たちなかなか把握しにくいので、こういう質問になってしまいますけれども、ねっとかわいいの役員報酬は450万ですね、決算期。ここは、役員報酬というのはこれまでなかったと、今回初めて出しますということですが、この辺りの市としての指定管理料を出す、市の税金で施設に補てんするという行政の立場から見て、この役員報酬というものをどんなふうに考えて、どの辺の許容範囲というんですかね、それはもう施設にお任せですというものなのか。この辺りは、例えば黒字であったら翌年度の指定管理料に影響するという前提に立って考えた時に、役員報酬というものをどんなふうに市としては考えられるのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先般、財政に関する説明を全員協議会でさせていただきました。将来にわたりまして飛騨市の財政、特に来年度から地方交付税の算定替が変わるわけでございまして、平成31年度以降大変厳しい財政状況になるということでございます。その中で大きな課題になりますのが、こうした観光施設収益事業の中の指定管理施設の今後のありようということになるわけでございます。これまで、まんが王国それからねっとかわいいに限らず、こうした施設につきましては、当然今ほどご質問がございましたように人件費、特に報酬のところにつきましては厳しく調整をさせていただいて、それ相応に削減をしていただくような形で今日に至っているとおりでございます。その中で役員報酬、それからその下にございます給与手当、雑給等の中で、それぞれの具体的な人の貼り付けが報酬で出ているかた、それから給与の形で職員待遇のかた、いろいろおみえになりまして、それぞれの施設ごとに運営形態が異なっています。したがって、一人一人の給与表を見させていただきながら、調整をさせていただいているところはそれとおりでござい

ますが、今、この表だけを捉えてこちらがこうだから、あそこはこうだから、というようにするにはならないといえますか、説明ができないということでございます。ただ、全般的なことではございますが、先ほど申しましたように、合併して10年目を迎えているわけではございますが、この間に相当報酬それから給与、手当等につきましては削減をしていただいて、今日に至っているという状況にあることはそのとおりでございます。以上でございます。

○17番（籠山恵美子）

例えば、この数表だけでは説明できないと執行部がおっしゃられればね、私たちはこれを承認するわけですから、やはりそれでは困るわけですね。やはり私たちは、毎日毎日その施設に詰めてチェックをするわけにはいきませんから、こういう決算書などを見て、ある程度数字の中で分かることを聞き、分かることを判断していくということですからね。今の、これだけでは説明できないと言って逃げるのはどうかと思いますので、ちょっとお聞きしますが、この2つの施設を比較してねっとかわいがないもので、まんが王国にあるもの。ここに、販売費及び一般管理費の中にある諸会費、それから営業諸費。これの中身はどういうものなんですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、諸会費につきましては各種団体への年会費、飲食店組合や旅館組合、商工会や観光協会等の年会費ということでございます。また、営業諸費につきましては、宿泊施設のクリーニング代やまんが王国の漫画本の購入。また、先ほど説明しましたが、ゲートボール大会とかカラオケ大会とかの企画をされた時の各種の景品代等が営業諸費に計上されているものでございます。

○17番（籠山恵美子）

施設に漫画本を買うなんていうことは、まんが王国にしかないことでしょうか、こういう項目で金額を出されてくるのかなと思います。クリーニング代というのはちょっと別のところに入るのではないかと思いますけど。この際ですから、ぜひお願いしたいと思うのですが、せめて損益計算書、それから販売費及び一般管理費、これの中身の項目は各施設同一の表で、決算を出すということはできませんか。そうしますと、それなりにそれぞれの施設の努力なり、その施設の営業の問題点などが分かりやすいと思うんですけども、施設ごとにこれが違います。指定管理料をどこにあげるかも全然違います。上のほうにあがっていたり、下のほうにあがっていたり。こういうものを一度統一して、私たち議員といっても住民代表で一般人ですからね。会計士の能力なんかありませんので、ぜひ、統一した表で今後出してくださるようにお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご要望でございますが、ねっとかわい、また、まんが王国等と相談しまして、どこまで歩み寄れるのかちょっと検討させていただきたいと思います。

○12番（谷口充希子）

先ほど部長の説明の中に、健康増進として温水プールの利用者が月100名ということで、これは大変非常に発展的な良い要素だと思っております。そして、それに伴う飲食も増えているというふうに聞いておりますし、私自身も参加して体験をさせていただきました。そして、その内容のことですが、遠いせいもありますけれども古川町の方々がほとんど知らないという、そういう状況にありまして、現状は宮川の例えば90歳のお年寄りの方が、本当に膝が痛くて、腰が痛くて歩けない状態が、普通に歩けるようになったという効果的なものがありますので、全市的にもっと宣伝されるというか、そのような方向付けをされたらいかがでしょうか。お答え願います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのアクアウォーク等のPRですが、また、まんが王国にお話しをさせていただいて、広告宣伝等していただくようお願いしたいと思っております。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第7号を終わります。

◆日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））

◎議長（内海良郎）

日程第9、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度飛騨市一般会計補正予算、専決第2号を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、承認第1号について説明いたします。よろしくお願いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。次ページをお願いいたします。

専決第5号、専決処分書。平成24年度飛騨市一般会計補正予算（専決第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。次のページをお願いいたします。

平成24年度飛騨市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億2,589万2,000円とする。第2項については省略いたします。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正について説明いたします。追加分といたしますと、2款の総務費から10款の教育費までということで、先ほど報告第2号で説明いたしましたように事業名といたしましては、過疎地域等自立活性化推進交付金事業および文化交流センター自主企画事業の2件を追加するものでございます。また、変更分といたしましては、3款の民生費、河合保育園設計委託事業ということで、これにつきましては繰り越しの件でございますけれども、補正増とするものでございます。第3表、地方債の補正。変更分といたしまして過疎対策事業ということで、変更後につきましては減額補正をしておりますのでよろしくをお願いいたします。内容につきましては、市債のところでも詳細に説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。5ページをお願いいたします。

歳入。10款の地方交付税でございますけれども、増額補正を行っております。14款の国庫支出金、7目の総務費国庫補助金でございますけれども、これは先ほどから申しておりますように、過疎地域等自立活性化推進交付金ということで増額補正をしているものでございます。20款の諸収入でございますけれども、雑入ということで追加補正をしております。これは財団法人、支出のところでもお話ししますけれども、財団法人地域創造という財団法人がでございます。この助成を受けておりますけれども、市の会計を通してほしいということで今回、補正増を行うものでございます。続きまして6ページをお願いいたします。21款の市債でございますけれども、4目の農林水産業債といたしましては、過疎対策事業債ということで増額しておりますけれども、これは県営事業の負担金の増額でございます。また、6目の土木債でございますけれども、道路橋梁費ということで過疎対策事業債でございますけれども、事業完了に伴います減額をするものでございます。全体では、市債は減額補正ということでよろしくをお願いいたします。7ページ目をお願いいたします。

支出でございますけれども、2款の総務費、総務管理費でございます。6目の企画費、これは負担金、補助金及び交付金ということで補正増を行って支出するものでございます。3款の民生費、児童保育費でございます。委託料でございますけれども、設計委託料につきましては先ほども言いましたように、これは河合保育園の設計委託料の設計方

針に伴う増額でございます。同じく指定管理料の増額ですけれども、これは増島保育園の指定管理料の増額補正でございます。19節の負担金、補助金及び交付金でございます。細節63でございますけれども、給食センターの負担金ということで減額をしております。これにつきましては、増島保育園の古国への給食センター負担金の減額に伴う減額補正でございます。6款の農林水産業費の農地費でございますけれども、これは県営事業負担金に伴います財源内訳の組み替えでございます。同じく8ページ目でございます。土木費の道路橋梁費でございますけれども、これは事業費の確定に伴います財源内訳の組み替えでございます。10款の教育費、4目の文化施設費でございます。先ほど申し上げましたように、財団法人地域創造というところがございまして、文化交流センターの自主企画として行っております事業の補助金ですけれども、市の会計を通してほしいということがございまして、財源内訳をその他であげ、負担金補助ということで支出するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（高原邦子）

24年度の補正予算として出てきております。3月議会には、こういったこと間に合わなかったのでしょうか。その辺のところを説明していただきたいと思うのですが。それで、これ29日に専決しておりますね。8日前までは議会が開会されております。そういった意味で、何らか議会で実はというような話とか、そういったこともあってしかるべきだと思うのですが、これはいつ分かったのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。いろんな事業がございまして、例えばです。過疎地域等自立活性化推進交付金事業でございますけれども、この補正ということは国の3月補正でございますけれども、補正が付くというお話がございましたが、実際に交付決定されたのが国からは3月25日ということで、交付決定がされなかったものですから今回の専決を行うというものでございます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありますか。

○17番（籠山恵美子）

8ページの最後の文化施設費の説明ですけれども、これももう少し具体的に分かりやすく説明をお願いしたいのですが。つまり、指定管理者の交流センターに出している自主企画事業として補助金は毎年出しているわけですけれども、その財団法人が市を通して会計をやってくれ、その辺がよく分からないんですけど。つまり、この119万8、

000円というのは、交流センターという指定管理施設に出した補助金をこの分だけバックしてもらって、一般会計に入れて、こうやって精算するという形なのですか。こういうやり方は特殊だと思いますけれど、問題がないと言えないのですが、だけどころいうふうになっていくと、いろんな特例がだんだん出てきても困るのではないのでしょうか。その辺の分かりやすい説明をお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

この事業は、市民のオペラの企画、作成ということで、今後3年間かけてオペラを自主企画でやりたいということで、文化交流センターが企画しておりました。その中に、市の一部指定管理料の中に含まれておりますけれども、それ以外に先ほども言いましたように、財団法人地域創造というところからも別に、それ以外に補助金をもらうということで、直接もらうようにしていたのですが、交流センターが。この交流センターへ直接入れるのではなく、1回市のほうを通してほしいという財団からの申し出がありましたので、市の会計を通すことになったという経緯がございますので、よろしくお願いたします。

◎議長（内海良郎）

日程第9、承認第1号、12時を過ぎましたけれども、ここまで終結したいと思いますのでお願いします。

○17番（籠山恵美子）

すみません。それですと、交流センターにやっている自主企画事業の補助金とは別に、この財団地域創造というところに市から直接、新たな別の補助金が行くということなんです。そうしますと、それはちょっとまた複雑なやり方ではないかなと。自主事業に、なぜまた新たな補助金を市が一般会計から出さなければならぬのかということになりませんか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□財政課長（水上雅廣）

ただいまのご質問でございますけれども、この補助金につきましては、もともと文化交流センターのほうへ直接財団から助成されることになっていたのでございます。そういう計画のものでございました、当初の予算。それが、年度末になりまして、先ほどの専決のご質問も同様でございますけれども、議会閉会后、急きょ財団のほうから市を通して補助金を交流センターのほうへ回してほしいということで、このような急きょの手続きを踏まさせていただいたわけでございますのでお願をしたいと思いますし、付け加えさせていただきますけれども、この件につきましては今議会に補正予算を上程させていただいておりますが、その中にも同様のものがございますので、そういった意味

でも専決をさせていただいたということでご承知をいただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（後藤和正）

7ページの民生費のところ、指定管理料があがっていますよね。補正で今までこうやって指定管理料をあげられたことはないと思うのですが、増島の件。そして、下を見ますと給食センター負担金、これ、まったく同額なのですが関連性があるのか。012の項目は指定管理料なのですが、何かがあると思いますが、詳しく説明をいただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただいまのご質問にお答えいたします。増島保育園の指定管理を積算するに当たりましては、当然園児の数、保育園の運営費ということで措置費を積算した上に、また補助金等々を加算して出させていただきます。園児数の増減というものは当然ありますので、あと補助金の精算の関係でも指定管理料の変動ということはありません。さらに、その積算したものから3歳以上の子供さんの給食につきましては、古川国府給食センターからの外部搬入をいたしております。その経費は、一応市が執行していますので、この指定管理料を積算した中から古国のほうの負担金というものを控除して金額を設定させていただいております。今回、24年度精算に伴いまして、この古国の給食センターに係る負担金というものが、これは主に賄材料費でありますとかというのですが、その材料費のコストを落とす努力をされたり、子供さんの数も影響するかもしれませんが、その支出額が少なくなったことで減額ということになりました。それで、この指定管理料を積算した時にはそのお金というものを控除するというふうにして、当初控除していましたが、金額が少なくなったことによって指定管理料のほうを増やしてあげるというようなことが必要になるために、同じ金額を減額し、指定管理料は増やすということでご理解いただければと思います。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

こういう福祉施設なので、何となく言いにくい、分かりにくいですけれども。例えばほかの収益を上げる施設ですと、減額した分は指定管理料を減らすみたいな話、用がない分は指定管理料を減らすみたいな感じで、どんどん削っていくというのが行政の常なんですけれども、この保育園に関しては、いらなくなった分は指定管理料から抜いてやっているから、いらなくなった分は返して元通りにしましょうというのは、いらなくなったって言ってみれば公立、公立と言うのなら、その分市に返還すればいいと思うのです。

が。私はこの福祉施設が大事だと思っているんですよ。だけど、そういう一般の、要するにほかの施設との均衡、バランスでいうと、いらなくなった分は、その分指定管理料を削るというのが何か常なような気がしますので、その辺の考え方は。何かやはり、福祉施設は大事にしてくださいということなのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□財政課長（水上雅廣）

ただいまのご質問でございますけれども、この件については給食費に関するやり取りなんですけど、古川国府給食センターのほうから直接民間にやり取りをするということができないということで、この増額の理由は先ほど部長が申されたような差し引きの関係があるんですけども、そういうことで一旦市を通してやり取りをさせていただくと。民間と市と給食センターと。この中で、同じ100なら100のものをやり取りするわけですけども、その中の増減がたまたま今指定管理のほうに引っかかってきたので、このような負担金として増減が出てきたことなんです。指定管理料そのものについて、福祉的なこととかそういったものを勝手に控除してしまうとか、排除してしまうとか、そういったことではまったく今回の場合はございませんので、少し理由になりにくいですがご理解をいただきたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

意見になるか、質問になるかあれですけど。要するに、学校給食みたいな公的な給食の保証は公的な保証で、そもそも。言ってみれば、飛騨市にある双葉保育園に学校の公的な給食センターからは出せないわけですよ、搬入できないわけですよ、給食は。そういう質が違うものですから。ただ、この指定管理者制度を福祉施設に導入したために、本当だったら増島保育園は民間になったわけですから、公的な給食センターから給食なんか出せないのに、でも出しているわけでしょ。それをうまく法に触れない程度につじつまを合わせているというわけですよ。その辺はきちんと執行部も事実を認識して、正しくちゃんと運用してもらうように、指定管理料をお願いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

増島保育園の指定管理料につきましては、飛騨市が入所してみえます保育園の園児の保育料という形で、市が保育料を徴収いたします。したがって、これにつきましては当然市が徴収したものを、保育料ですから指定管理料として増島保育園の指定管理者に出します。それから、それ以外に補助金が入ります。補助金につきましても直接事業者に入らなくて、市のほうに補助金が入りますので、同額を指定管理料に上乗せして事業者に出すわけでございます。

ただし、この中から除くものは、給食センターの負担金につきましては先ほど部長が申しましたように、増島保育園の事業者が、本来は古川国府給食センターに負担金として支払わなければいけないわけですが、先ほど申しましたように、事業者から払うわけにいかないものですから、飛騨市が直接古川国府給食センターに負担金を払います。払ったということは当然、増島保育園の指定管理者に払うものから控除しなければいけないわけなんです。先ほど申しましたように、給食センターに払うべき負担金の分が減ったものですから、国からきている補助金と、それから飛騨市が入所してみえます方から頂いた保育料の残りですね、これを指定管理料で払ったということで、今ほどおっしゃったように、福祉施設だから市長の裁量でやみくもに膨らまして補助金を出すとか、そういうものではなくて、本来事業者に渡すべきものの中から、市が直接払ったものを控除したものについて精算をするということですので、特段不正なこともしておりませんし、いたずらに余分な補助金、指定管理料として支払っているものでもないということでございます。

○17番（籠山恵美子）

明らかな不正をしているなんていうふうには思っておりません。だけれども、要するに市が立て替えてやったんだから、その分減らしますよという、分かりやすく言えばそういう話ですよ。

ただ、本来民営化したということできちんとやるのなら、さくら保育園のように自園給食式にすべきですよ。増島保育園も。さくら保育園は自園式でやり始めているんですから。その辺りは今後の課題として、ぜひ検討していただきたいと思います。そうすればすっきりすると思いますのでね。

◎議長（内海良郎）

意見でよろしいですか。

○17番（籠山恵美子）

はい。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号につきましては、委員会付託を省略することに決定しました。これより、自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後12時13分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開します。午後より企画商工観光部長、柏木雅行君が別公務のため欠席であります。

◆日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

◎議長（内海良郎）

日程第10、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、承認第2号についてご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。改正理由、国民健康保険法施行令の改正に伴う改正であります。次ページをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書。飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。次ペー

ジをお願いいたします。

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例。飛騨市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。改正条文につきましては、以下2ページまでのとおりでございます。新旧対照表の後に改正の要旨を添付しております。説明につきましては、最終ページの飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例要旨にて説明させていただきます。

改正の内容ですが、同一世帯の国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と分かれることになってから5年間に限り、同世帯に属する国保の被保険者の保険料が従前と同程度となるよう講じている措置について、延長等の見直しを行うものでございます。

1点目といたしましては、保険料軽減制度に係る特例であります。軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、特定同一世帯所属者を含めて5年間に限り、軽減対象基準額を算出することとしている今の措置につきまして、期限を定めない恒久措置とするものでございます。例をご覧ください。高齢者夫婦2人世帯で、夫（世帯主）が75歳以上、妻が75歳未満の高齢者世帯でございます。平成20年3月まで後期高齢者医療制度が開始前でございますので、この計算のところを見ていただきますと、世帯に属する被保険者というのは2名とも国保の加入者ですので、ここは2名ということになります。現在の現行制度でございますが、妻は国保の被保険者、ご主人は特定同一世帯所属者ということで、国保から後期に移行し国保を喪失された方で、継続して国保世帯に属する方、旧国保者という表現もいたします。これも、この式に当てはめていただきますと、世帯に属する被保険者というのは奥様、妻のこと。そして、特定同一世帯所属者の方はご主人ということで、カウントとしては1名ずつの2ということで、変わらない軽減措置が取られているものを、矢印のように期限を定めなく恒久化するものでございます。

2点目といたしましては、世帯割に係る配慮でございます。現在、国保の移行による特定世帯、これは例で示したような世帯でございますが、国保の2人世帯であった方1人が後期に移行し、もう一人が国保に残った世帯を言います。特定世帯となるものについては、世帯別平等割額を半分、これも図を見ていただくと分かりやすいと思いますけれども、2分の1に軽減する措置が今実施されておりますが、これにつきましても5年を経過した後、軽減割合を現在の半分、ですので全体で見ると4分の1ではございますが、さらに3年間延長するものでございます。ちなみに、25年4月現在の特定世帯は、飛騨市におきましては746世帯で、国保全体の16.4%に当たります。それでは、2ページ目の附則にお戻りいただきたいと思います。

施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第4号、第20条の2、第21条の6第1項第4号及び第21条の11の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。経過措置、第2条、この条例による改正後の飛騨市国民健康保険条例第16条第1項第4号、第20条の2、第21条の6第1項第4号及び

第21条の11の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料につきましては、なお従前の例による。以上で説明を終わらせていただきます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

この施行期日のところにもありますけど、公布の日から施行するとなっています。これは、専決をした29日ですか。3日間と。そして、施行は4月1日となっております。このような違いはどうしてあるのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。この専決処分を行った期日と、4月1日施行の期日ということですが、この法改正に伴いまして県の指導では、4月1日より施行するという指導を受けております。

なお、この専決につきましては議会上程の間に間に合わない、その精査をする関係で間に合わない中でのごことで、29日に専決処分をさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

いえ、そういうことではなくて、よく4月1日に施行日もみんななっていることがあったからですが。ともかく、それで、これ慌ただしかったとは思いますが、どういう状況で3月議会には間に合わなかった理由とか、その経過的な時系列。分かる範囲でいいですから、ちょっと教えていただきたいと思います。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただいまのご質問にお答えいたします。この国民健康保険施行令の一部を改正する施行の正式な通知につきましては、3月8日、夕方4時近くですがメールでいただきました。それを受けまして、担当といたしましては内容を精査し、条例改正に向けて事務手続き等を進めた中ではございますが、議会の閉会までの21日までには公文書研究委員会にかけることもままならない状況でございました。それで、経過といたしましては22日、議会閉会の翌日ではございましたが公文研にかけて確認をいただいて、なるだけ4月1日から施行したいということが担当としてはございましたので、非常に性急ではございましたが専決処分を取らせていただくことで、滞りなく事務を執行したいというふうに考えたものでございますので、ご理解いただければと思います。

○11番（高原邦子）

そういうことであると思うのですが、市の専決への考え方をお伺いしたいと思います。

専決については、自治法も改正されました。というのは、副市長等の選任においては議会の承認がいるという、阿久根市の問題で専決ということがクローズアップされて、いろいろ地方自治法も改正になってきております。今、全国の議長会、3議長会もそういったことで申し入れをして、そして自治法改正にも至ったわけなんですけど、ここで、飛騨市の場合常に専決の場合「地方自治法第179条の第1項の規定により」と、これだけなんですよね。その中にもいろいろ理由はあるわけですよ。議会が開催されないとかいろいろ。で、ぜひこれからは、これは相模原かどこかなんですが、必ず専決の理由を付けています。時間的余裕がないとか。そういったものもしっかり付けていてもらいたいと思うのです。それで、専決への考え方ですが、専決というのは先ほどの報告の辺でも言ったと思うのですが、専決処分を覆すことは我々議員はできないわけなんです。判例でも。それはいくら議会が承認しなくても、それは首長の専決のとおりということになるわけです。そうなった時に、やはり議会に諮って、条例の制定改廃は議決事項でもありますから、できるだけ議会にかけていただきたいと思うわけです。それで、これからは専決というものに対してどのように向かっていかれるのか。そういった、あまりにも首長の力が強いということで専決、専決で決められてしまうと、議会の存在意義がなくなってしまう。全国的に見ますと、通年議会を開いて議会を常に開けるようにしておく。専決をなくするためという動きもあるくらいなのです。ですから、ぜひこの次から専決の場合は、理由を付記して出していただきたいと思うのですが、市の考えはいかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

専決処分にできるものと、できないものがあるわけでございまして、しっかりその時に判断して、今までもやっております。今、専決で報告するものについては、やむなしのものしか報告していないと思います。できるだけそういったことで、スタンスとしては今までどおりやっていきたいというふうに思います。といいますのは、できるだけ議会にかけて承認を得るといふことには変わりはありません。しかしながら、時に間に合わないこともありますので、それはその時に判断をして、専決処分にできるものについては専決はあり得るといふことをご理解いただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

先ほど副市長が、微々たるもの場合は専決ができるというふうに言われました。確かに地方自治法でも、そのようなふうにはなっているかとは思いますが、やはりまだ飛騨市議会と首長との間で、こういったものはかけなくてもいいとかという、そういう申し合わせというか、そういうことはしてないと思うので、副市長の言われた小さなも

のというのはどのようなものかと言われるのか、副市長、説明していただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

手元に例規集がございませんので、しばらく時間をいただけますでしょうか。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後1時13分 再開 午後1時15分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

会議を再開します。答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

議会告示第1号、平成18年6月14日に市長の専決処分事項の指定についてということで、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項は市長において専決処分ができるものとするということで、1から7号まで指定がございます。この中で、先ほど損害賠償の話が出ましたが「法律上市の義務に属する20万円未満の損害賠償の額に定めること。ただし、交通事故に係るものにあつては、100万円未満の損害賠償の額（市が加入する保険等のみで補填できるものに限る。）を定めること」ということで、平成18年に議会のほうから市長のほうへ専決処分をできる事項として指定をされているものでございますので、私が条例と申し上げましたのは、こちらの議会から市長のほうに委ねられました専決処分の事項のことでございます。以上でございます。

○11番（高原邦子）

今回の議会を見てもらえば分かると思うのですが、やはり専決でやっていかれますと、いろいろ精査しなければならないところが出てきます。できるだけ専決のないように。そして、先ほどの損害賠償などは12月の初めにあったのが3月になったからと。保険会社は言ってきたんだと。このようなスピード感のない事件処理をしているというのは、納得がいきません。そして、専決でそういうのも処分してしまうと。議会軽視につながるのではないかとと思われることがあるものですから。今回、確認のためなんです。それで、先ほど言いました、179条にはいろいろありますけども、時間がなかったと。議会を開会することができなかったという文言を付け加えるということに関しては、いかがですか、書類に。相模原だったかは、そういうことをしておりますけれども、飛騨

市はそういうことは理由として、179条にもいろいろあります。その中の時間的な余裕がなかったという、そのほかにも理由はあると思いますが、そういった文言を丁寧に専決理由としてそこに書き込むということはするつもりはないのか否か。そしてもう一つ、上位法が必ず改正されると、専決が多いような気がします。上位法が改定になっても、やはり条例案ですので、議員がそのものにかかわって議論していくのは当然だと思っていますので、上位法だからということで専決をするような態度も改めていただきたいと思うのですが、どうでしょうか、理由付けを必ず専決処分書のところに付けるという考えはいかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

先ほど申し上げましたように、今、副市長が言いましたように、専決処分できる事柄を私のほうで吟味して、これは専決ができるかできないか判断をしてかけているわけでございます。それで、今、高原議員の言われるように、全てが議会を開催してやれというような、この飛騨市の議会としての統一意見で、そういった申し入れをされるのであれば検討する余地もあるのですが、私のほうは法にのっとって専決処分ができるものをしっかりやって、これが議会軽視につながるようなことについては、専決処分なんかするつもりもございませんし、今までどおりのやり方で、やはりこれは簡素化という言い方は悪いんですけど、専決処分のできることについては、今までどおりのやり方でやらせていただきたいと思います。それ以上のことにつきましては今、高原議員言われたように、議会軽視と取られるのであれば、飛騨市議会としての統一意見として、何もかも議会を何回開いてもいいのでやってほしいというような申し入れがあれば、それなりに検討はさせていただきたいというふうに思います。

□副市長（白川修平）

今回の議題となっております、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例の手続きのことにつきまして、担当部長が説明しましたことにつきまして補足をさせていただきますが、これにつきましては、3月の定例議会の中でこれの別の条例改正が出ております。したがって、これがメールで届いた後に担当者レベルで、これを3月議会の取り扱いについてどうするかを検討されております。その席には議会事務局長も同席をされまして、議会の立場としてこの条例の取り扱いについて、担当者のほうで検討されたというふうに聞いております。したがって、ただいまのことについて全く議会を度外視して、執行部だけが独断でこの条例改正を専決したわけではなくて、取り扱いについては当然、議会のほうからも入っていただいて検討させていただいたということですので、決して議会軽視の中でこれを専決処分したことではないということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○11番（高原邦子）

私は、議会軽視というふうには言っていないで、議会軽視と取られますよということを行っているわけです。それで今、議会事務局長が同席していたということで、議会はそのことを知っていたのではないかということなんでしょうか。やはり私が言いたいの、もう3月の議会開会中には改正しなければいけない事案があったわけですよ。それを議会、まだ議案提出までは至らないけど、こういったものがありますとか、そういったことぐらいは議会に話してもいいのではないかと思うのです。それもしない。そして、20万円とか微々たるもの、交通関係は地方自治法に書かれているのだから、専決事項で認められているからいいんだなんて市長おっしゃられましたけれど、損害賠償のことに関しても、これだけ朝からいろんな意見が出されているわけです。やはり、どんなことでも、どんなことでもという言い方は語弊があります。確かに市長の言われることも分かるのですが、条例の改定とかそういったものぐらいは、やはり一声議会に、議長なりに、そして議長は我々議員に言うという、そういったことに協力していただきたいし。で、どうして専決処分の理由が179条の1項の規定により、別紙処分したのだということがあります。その裏のページに一言、その中の議会を開催するいとまがなかったとか、そういう理由付けも書いてくださいねというのですが、そんなこと書かなくてもいいんだと。このまま今までやらせてもらったとおりにやるんだと。そういうことでいいのですか。一言だけ書けばいいのではないですか。179条の1項のどの部分で専決したのかと詳しく書いていただきたいと思うのですが、それも駄目でしょうか。

□副市長（白川修平）

後段の質問の前に、前段のことに、専決処分のことについて申し上げますが、第180条の先ほど損害賠償の話を見せていただいたのは、これは議会が市長に対して、これは専決処分してもいいですよということを指定されたことで、市長のほうから提案されて議会が認めたことではない。議会が、これは軽微なことだから議会にかけなくても専決処分してもいいですよということを指定されたものでございまして、まずそこを間違えないようにしていただきたいと思えます。第180条は、このように定めています。「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものについては」ということで、議会が指定したということでございます。市長が提案して、これについては専決処分をさせていただきたいということで提案をさせていただいたものではないということでございます。

それから、高原議員のご質問の趣旨でございますが、これは市長がいたずらに専決処分したから、その理由についてしっかり書けというような論旨の中で、それを書くべきだというふうに申し上げてみえるように聞こえるわけでございますが、先ほどから市長がくどいように申し上げているとおり、そんないたずらに市長の権限を振りかざして決して専決処分をしていることではないんだと。議会の軽視の中で、議会が本当にこんな専決処分のあり方でおかしいんだということで皆さんがおっしゃるようでしたら、これ

は議会をずっと開催していただくように皆様方のほうでお決めになられればいいわけでございまして、具体的な理由をいちいち書くようにというようなことの趣旨の前提が、いかにも専決処分を乱用しているというようなことを前提に発言されていることにつきましては、執行機関としましては承服しがたいということでございます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◆日程第11 議案第80号 飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

◎議長（内海良郎）

日程第11、議案第80号、飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第80号の説明をさせていただきます。

下記の者を飛騨市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規

定により、議会の同意を求める。

選任の同意を求める者、氏名、住田清美。生年月日、昭和31年4月21日、57歳。住所、飛騨市古川町上町323番地でございます。提案理由につきましては、人事異動に伴う改選でございます。略歴につきましては、裏面のとおりでございます。よろしくお願いたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第80号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、議案第80号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり同意することに決しました。

◆日程第12 議案第81号 飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

◎議長（内海良郎）

日程第12、議案第81号、飛騨市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第81号について説明いたします。

下記の者を飛騨市公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

選任の同意を求める者、氏名、道下利九郎。生年月日、昭和24年10月4日、63歳。住所、飛騨市宮川町牧戸18番地。提案理由につきましては、欠員による選任でございます。略歴につきましては、裏面のとおりでございます。よろしく申し上げます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第81号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。それでは自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり同意することに決しました。

◆日程第13 議案第82号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について  
から

日程第25 議案第94号 平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（内海良郎）

日程第13、議案第82号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第21、議案第90号、字区域の変更について、神岡町吉田Ⅲ地区までの9案件、日程第22、議案第91号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第1号から、日程第25、議案第94号、平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第1号までの4案件の、合わせて13案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第91号から議案第94号にて提案しております補正予算の審議をお願いするに当たり、その概要について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、「躍進する飛騨市に向けた3つの豊かさ」を具現化するために必要な施策について、当初予算を補填し充実を図る事業に係る経費を中心に計上したほか、国等の補助金内示により事業費に変更が生じたもの、人事異動に伴う人件費の調整等を計上しております。

新たな取り組みとして、バス運行等市内交通のあり方を検証するための費用、障がい者福祉全般にわたる事務・事業の充実に係る費用、風疹予防ワクチン接種に係る費用負担を計上しております。

一般会計歳入の主なものは、事業の内示などに伴う関連補助金の調整と市債の調整で、不足する財源を前年度繰越金および財政調整基金繰入金で調整をしております。国庫支出金では、特殊水槽付き消防ポンプ自動車の購入に対する補助金として957万円。県支出金では、古川祭り屋台の修繕費用に対する補助金として329万6,000円。雑収入では、文化交流センター市民創作事業に対する、財団法人地域創造からの補助金として260万円などを計上いたしました。

市債では、総務管理費、児童福祉費、常備消防費、小学校費に計上した諸事業の財源として、過疎債2,900万円、合併特例債1,470万円を追加いたしました。

一般会計の歳出については、当初予算を補完し、喫緊の課題に対応するための補正といたしました。そのほか今回は、災害復旧に係る工事費等と職員の定期人事異動に伴う人件費の調整を併せて計上しております。

議会費では、政務活動費交付金として204万円、富山市議会議員および白川村議会議員との交流会等に係る費用として18万円を計上いたしました。

総務費では、財産管理費に宮川振興事務所整備に係る用地測量費用として100万円を追加。また、土地開発基金から古川町朝開町内の先行取得地を買い戻すため9,940万円を計上いたしました。

企画費には、まちづくり協議会の活動を進展させ、新たな観光商品や特産品の開発など実務面でのノウハウの取得に向け、民間企業から企画能力を有する者を招へいする経

費として、委託料1,000万円を計上いたしました。そのほか、バス運行費に巡回バスやコミュニティーバスなど、持続可能で安全安心な市内公共交通網のありかたを検証し、最も効率の高い運行方法を探るための費用として680万円を計上いたしました。

民生費では、児童福祉総務費に発達支援センターを中心に、子供から高齢者まで障がい者福祉全般に係る潜在的な課題や要望等を検証し、障がい者福祉を充実させるため、それに係る事務賃金1名分123万4,000円を計上いたしました。

衛生費では、予防費に先天性風疹症候群を防ぐため、ワクチン接種歴のない方など、主に23歳から39歳の男性、女性を対象に、ワクチン接種費用の一部を支援する経費として300万円を計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、集落農地を守る営農システムの確立を支援するための事業費として30万円を計上したほか、林業費に、森林環境税事業として、古川町太江地区における外来植物駆除事業が採択されたことを受け、その委託経費として105万円を追加しております。

商工費では、商工振興費に空き店舗・起業化等支援事業補助金1件分126万円を追加。観光費では、合併10周年記念行事の一環として、阿波踊り連をゲストとした地域イベント経費に50万円を計上したほか、観光施設の突発的な修繕に対応するため、修繕工事費1,090万円などを計上しております。

土木費のうち道路橋梁費には、昨年度策定いたしました将来道路整備構想の事業化に向けた図化等、資料作成費用として、100万円を計上いたしました。また、都市計画費には、古川町都市計画道路の整備計画策定に当たり、鉄道交差等の基本概要を整理するための調査費として380万円を計上しております。そのほか、公園内の樹木剪定の経費として250万円。遊具の整備修繕経費として200万円などを計上しております。

消防費では、日本損害保険協会より救急自動車の寄贈を受けることとなったことから、その車両加工費、これは車体だけを寄付いただくものですから、それに伴う備品等々でございます。および救命処置機材の購入費として1,500万円を計上いたしました。

教育費では、小学校費に山之村小中学校校舎屋上防水の劣化が進み、雪解けによる教室への雨漏りが著しいため修繕することとし、1,680万円を計上しております。また、文化財保護費に、古川祭りの屋台保存修理に係る補助金494万5,000円などを計上しております。

災害復旧費では、市道大津山線の災害復旧に伴う関連工事費として500万円を計上しております。

今回の補正において、一般会計補正額は1億3,237万3,000円を増額し、前年度同期に比べ8.0%減の、予算総額166億4,237万3,000円となっております。また、特別会計は合計で1,058万3,000円の減額、企業会計は469万5,000円の増額となります。

以上をもちまして、私の提案説明を終わります。よろしくご審議の上、適切なるご議

決を賜りますようお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、今回提案させていただきます条例等の概要について説明させていただきます。

議案第82号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い改正するものでございます。

議案第83号、財産の無償貸付けにつきましては、旧飛騨市立鷹狩保育園施設を飛騨とらふぐ研究会に無償貸付けを行うものです。

議案第84号、飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例につきましては、保健センターを指定管理施設とすることができる規定を設けるために改正するものです。

議案第85号、財産の無償譲渡につきましては、たんぼぼ苑3階部分の旧飛騨市神岡町保健センター部分を、社会福祉法人神東会に無償譲渡するものでございます。

議案第86号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法施行令の改正等に伴い改正を行うものでございます。

議案第87号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例につきましては、飛騨市観光施設における使用料の改正に伴い改正を行うものでございます。

議案第88号、第89号および第90号、字区域の変更につきましては、地籍調査に伴い字区域の変更を行うものでございます。

以上をもちまして、条例等の概要説明を終わらせていただきます。どうか、よろしくようお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、条例の一部改正ならびに平成25年度補正予算の提出議案の説明が終わりました。ただいま説明がありました、議案第82号から議案第94号までの13案件につきましては、6月17日から6月19日までの3日間、質疑を予定しております。質疑のある方は、発言通告書によりお願いいたします。

◆日程第26 飛騨市農業委員会委員の推薦について

◎議長（内海良郎）

次に、日程第26、飛騨市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、指名推薦によることに決しました。続いてお諮りします。指名推薦は、議長において指名することといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

#### ◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで資料配布のため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 1 時 4 2 分 再開 午後 1 時 4 4 分 ）

#### ◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

飛騨市農業委員会委員の推薦につきましては、お手元に配付のとおり井之口忠彦君の 1 名を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、井之口忠彦君を推薦することに決しました。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、6 月 7 日から 6 月 1 6 日までの 1 0 日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、6 月 7 日から 6 月 1 6 日までの 1 0 日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

なお、質疑、一般質問の発言通告は 6 月 1 0 日、月曜日、午前 1 0 時が締切りあります。

#### ◆散会

◎議長（内海良郎）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じ、散会といたします。

( 散会 午後1時45分 )

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員 (10番)

森下 真次

飛騨市議会議員 (11番)

高原 邦子